

仕 様 書

1 件名

展示ケース（新中央図書館）

2 品名及び数量（内訳は以下「3 規格等」のとおり。）

5 個（展示ケース①：3 個、展示ケース②：2 個）

3 規格等

- (1) 各品名については以下のとおりとする。また、メーカー名が複数ある場合はいずれかとする。
なお、事前に本市の承諾を得た場合は、後継品でも可とする。

品 名	メーカー名	型番
展示ケース①	コクヨ(株)	MU-C153AF4MSGN4
展示ケース②	(株)オカムラ	B2B5HP-ZH15
	(株)チョダディシステム	QADLED-M

(2) その他

本体及び付属品の搬入、組立て及び設置等について、全て受注者において行うこと。

4 納入期限

令和8年1月30日まで

具体の搬入時期等については、契約締結後に、発注者と協議・調整の上、決定すること。

5 納入場所

広島市南区松原町9番1号

（エールエールA館 新中央図書館）

備品等（以下「物品」という。）の配置については、別紙1の図のとおり、展示ケース①は9 H-5、展示ケース②は9 I-3に設置すること。ただし、詳細の場所や配置変更がある場合は、発注者から別途指示する。

6 搬入条件等

(1) 作業可能期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

(2) 搬入時の条件

原則、物品の搬入及び組立・設置は、以下のルールに従って行うこと。

ア 搬入可能時間：午前10時30分から午後4時45時まで

イ 作業可能時間：常時作業可能（ただし、音や振動が上下階に伝わるおそれのある作業は、午後10時から午前8時30分まで）

ウ 車両：4 t 車（高さは3.5 m）まで

エ 搬入条件等

(ア) 西側荷捌き場

共用利用可（１レーン）

利用時には施設管理者との事前調整が必要である。

荷捌き場の利用は、物品の搬出入時のみとして、梱包材からの取り出し等については各搬入先で行い、駐車時間は１回につき原則３０分以内とする。搬入する物品の量、内容によってやむを得ない場合は、発注者に協議すること。

(イ) 西側荷捌き用エレベーター

共用利用可（１基）

利用時には施設管理者との事前調整が必要である。

基本的に、パターン①を利用することができるが、他の搬出入等との調整によって、パターン②又は③を利用しなければならない場合もある。

パターン①

出入口寸法 横幅１，５００mm×高さ２，１００mm

カゴ寸法 横幅２，１００mm×奥行き２，３００mm×高さ３，０００mm

積載重量 ２，４００kg（定員３６人）

パターン②

出入口寸法 横幅１，２００mm×高さ２，１００mm

カゴ寸法 横幅１，９００mm×奥行き２，３００mm×高さ３，０００mm

積載重量 １，８５０kg（定員２８人）

パターン③

出入口寸法 横幅１，１００mm×高さ２，１００mm

カゴ寸法 横幅１，８００mm×奥行き１，５００mm×高さ２，５００mm

積載重量 １，１５０kg（定員１７人）

(3) 養生

別途契約済の「中央図書館等の移転整備に係る収蔵資料運搬・配架等業務」（以下「引っ越し業務」という。）において敷設する別紙２の養生資機材は、令和８年１月３０日（予定）までの間、利用できるものとする。ただし、当該業務の進行上、敷設部分等が変更となる可能性があるため、留意すること。また、搬入する物品の量、内容によって養生の仕様、範囲や期間が不足する場合には、本業務において養生を行うこと。なお、引っ越し業務の養生資機材の上に追加で養生資機材等を設置する必要がある場合は、発注者と協議の上、実施すること。

(4) その他

エールエールＡ館内の他のテナントの荷物移動やリニューアル工事等が不定期に行われるほか、中央図書館等の移転整備に係る引っ越し業務や他の業務等も並行して行われることから、作業可能時間や場所等に制限が生じる場合があり、関係者間での調整が必要となる。事前に発注者と協議の上、可能な限り効率よく搬入できるようエレベーターや荷捌き場の運用などについて、協力すること。

また、受注者は週に１回程度開催予定の館内テナント等施設の調整会議に出席して、作業の調整を行うこと。加えて、搬入日の２週間前までに、発注者と協議した上で、搬入量や搬入時間等を記載した計画書を作成し、発注者に提出すること。

7 検査

全ての物品を納入後に発注者の検査を受けること。この際、必要なものについては試操作を行い、正常な動作を確認した後に受領するものとする。また、十分な取扱い説明を行うこと。

8 保証期間等

保証期間は、原則として物品引渡し後1年間とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。また、受注者又は製造者の責めに属する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても無料で修理又は良品と取替え、設置を行うものとする。

9 安全確保の義務

受注者は、作業の実施に当たっては、必要な関係法令を順守し、事故の防止と安全確保のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 作業員には名札、腕章等、当該人が作業の従事者であることが確認できるようにしておくこと。
- (2) 車両の搬出入経路、積込み、積み降ろし作業が行われる場所で、安全を確保する必要があると判断される場合は、安全に十分に配慮して作業を行うこと。ただし、エールエールA館の荷捌き場においては、別途発注者が警備員を手配する。
- (3) みだりに構内等に物品を積載し、通行の妨げにならないよう十分配慮するものとする。
- (4) 緊急時に備え、早急に措置を執ることができるように、緊急連絡体制表を提出する。

10 許認可等の手続

道路の使用許可等、作業を遂行する上で必要となる官公署及び第三者に対する許認可等に関する手続が必要となった場合は、全て受注者が行うこと。

なお、許認可等が必要な事項について、事前に取りまとめの上、発注者に連絡するとともに、申請結果を報告すること。

11 損害賠償

万が一、本作業中に以下の人身事故、建物損傷、物損事故及び物品の損傷等が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において弁償若しくは現状に修復すること。

- (1) 第三者、受注者の従業員等の人身事故
- (2) 業務車両等による全ての人身、物損事故
- (3) 敷地内の縁石、植栽、建物及び構造物とそれに付属する設備に対する破損
- (4) 物品に対する遺失及び損傷等
- (5) その他受注者の管理責任に基づく事故

12 遵守事項

受注者は、次に定められた各事項を遵守するものとする。

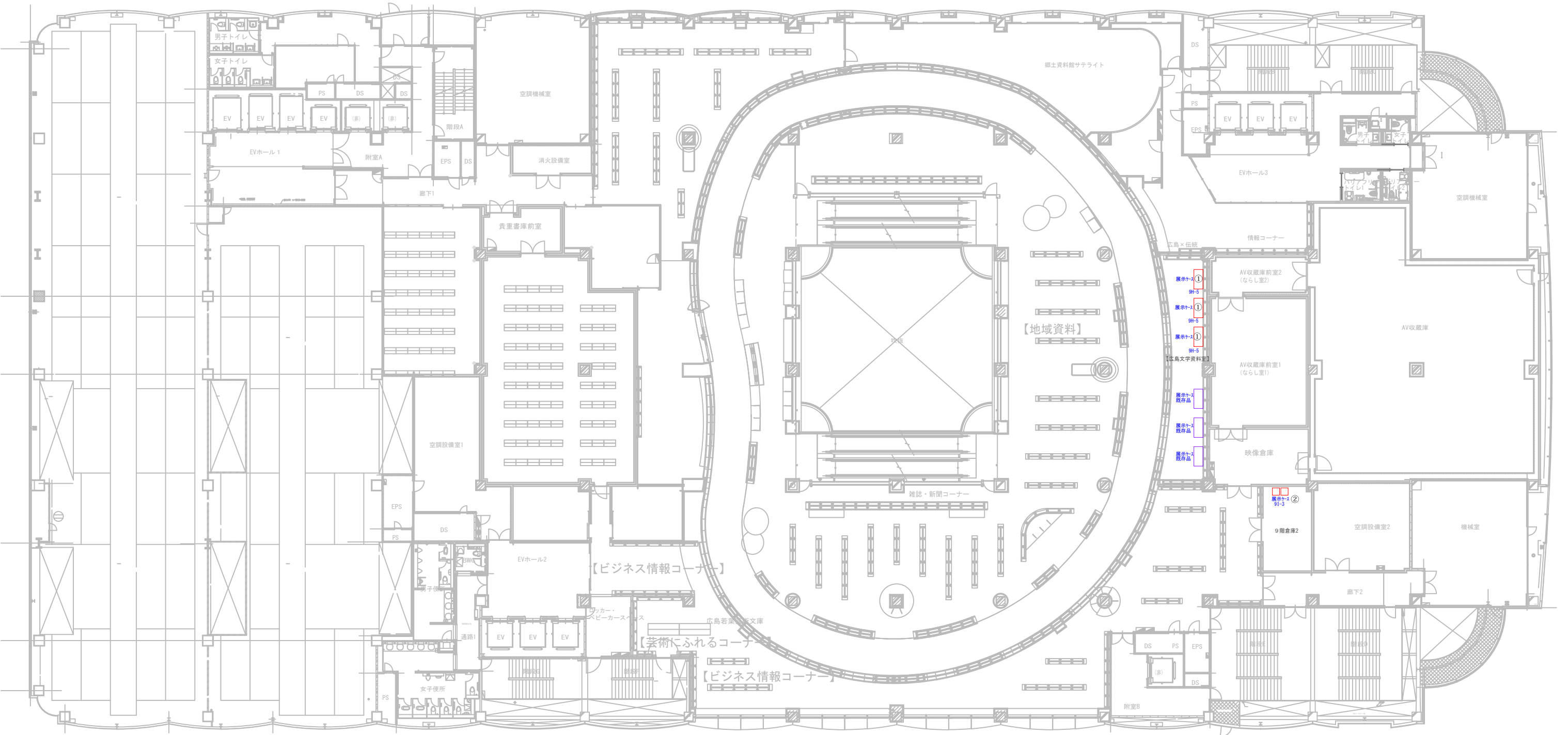
- (1) 搬入等については、搬入場所の職員等に迷惑をかけることのないようにすること。
- (2) 対象施設内の設備は使用許可のある箇所のみを使用すること。
- (3) 作業に直接関係の無い場所に支障を与えないよう十分留意するとともに、みだりに立ち入らないこと。
- (4) 作業員の休憩及び飲食等は、発注者が指定する場所以外で行わないこと。また、作業等によって生じたゴミなどは受注者の責任において処分すること。

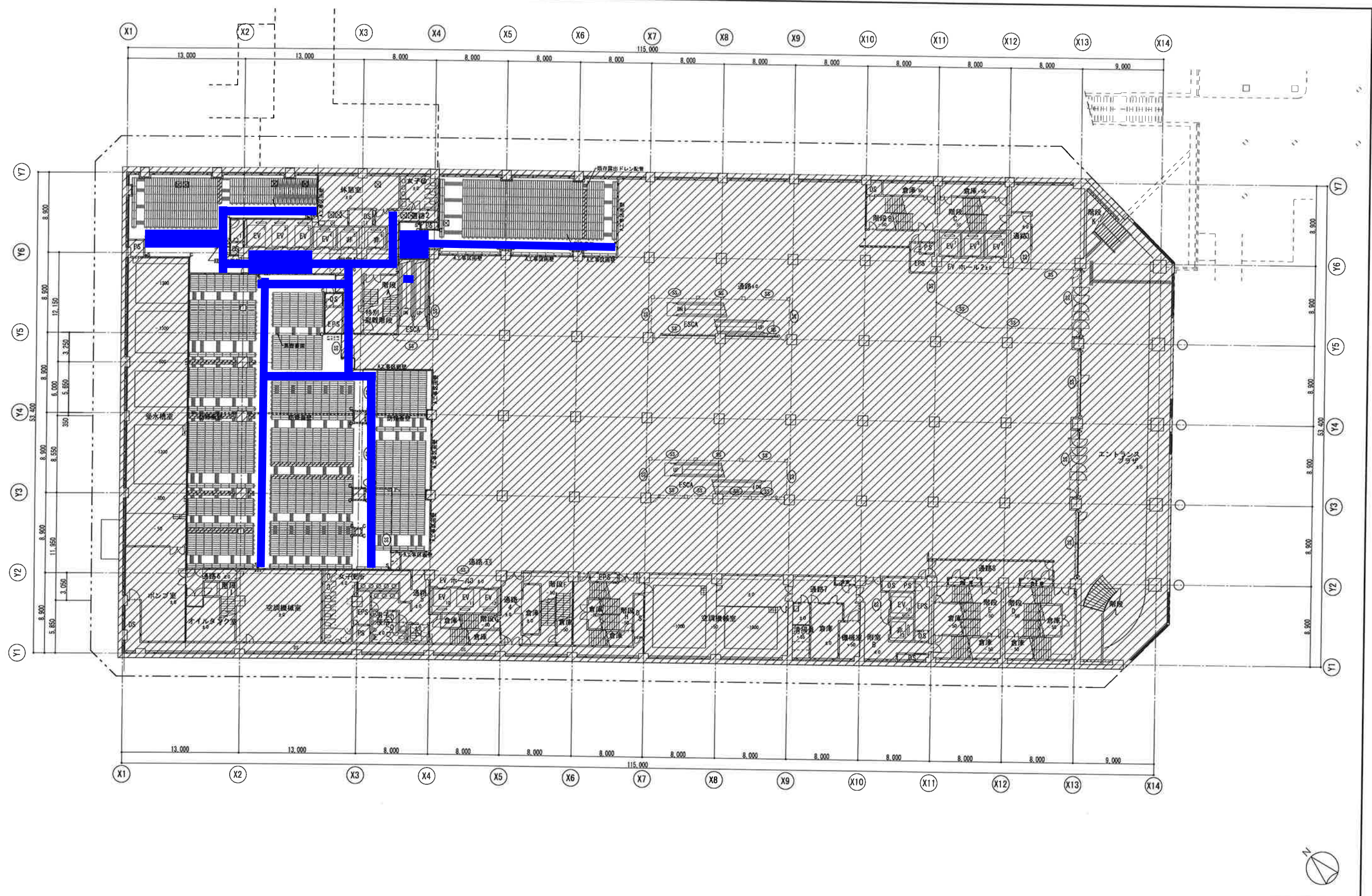
13 秘密保持

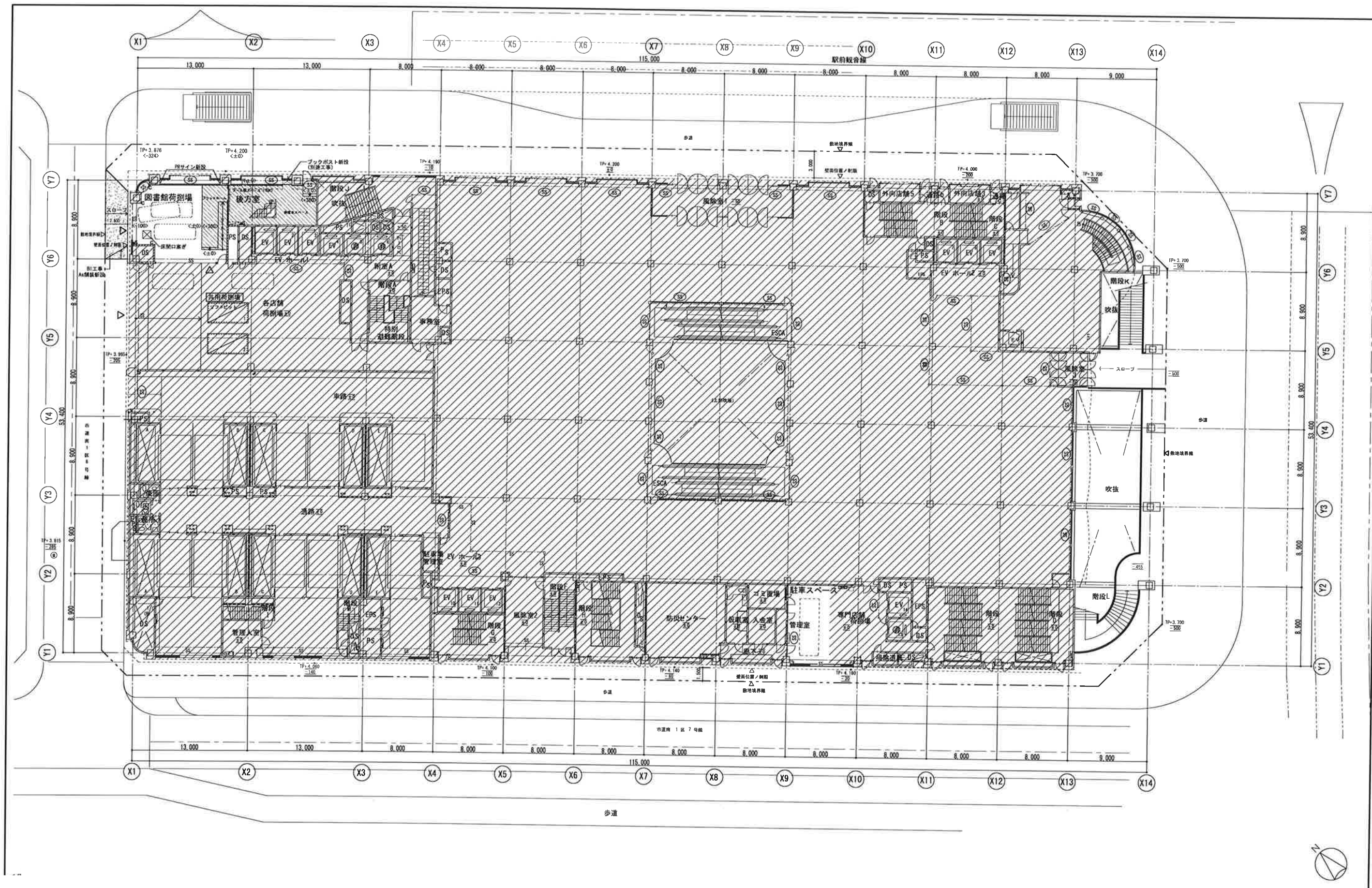
受注者は、作業の実施に当たり、業務上知り得た館内の秘密に属する事項について第三者に漏洩しないこと。

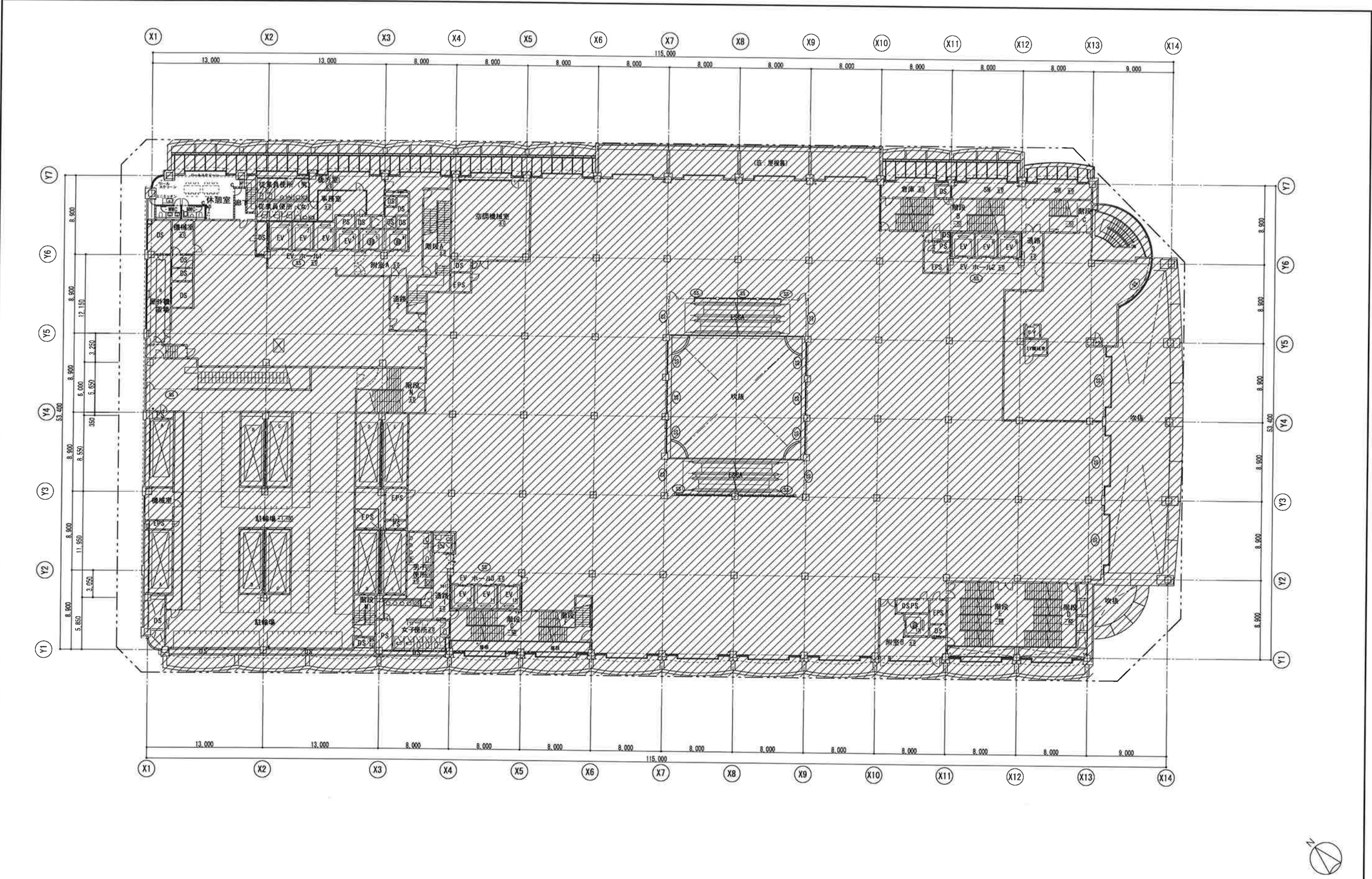
14 その他

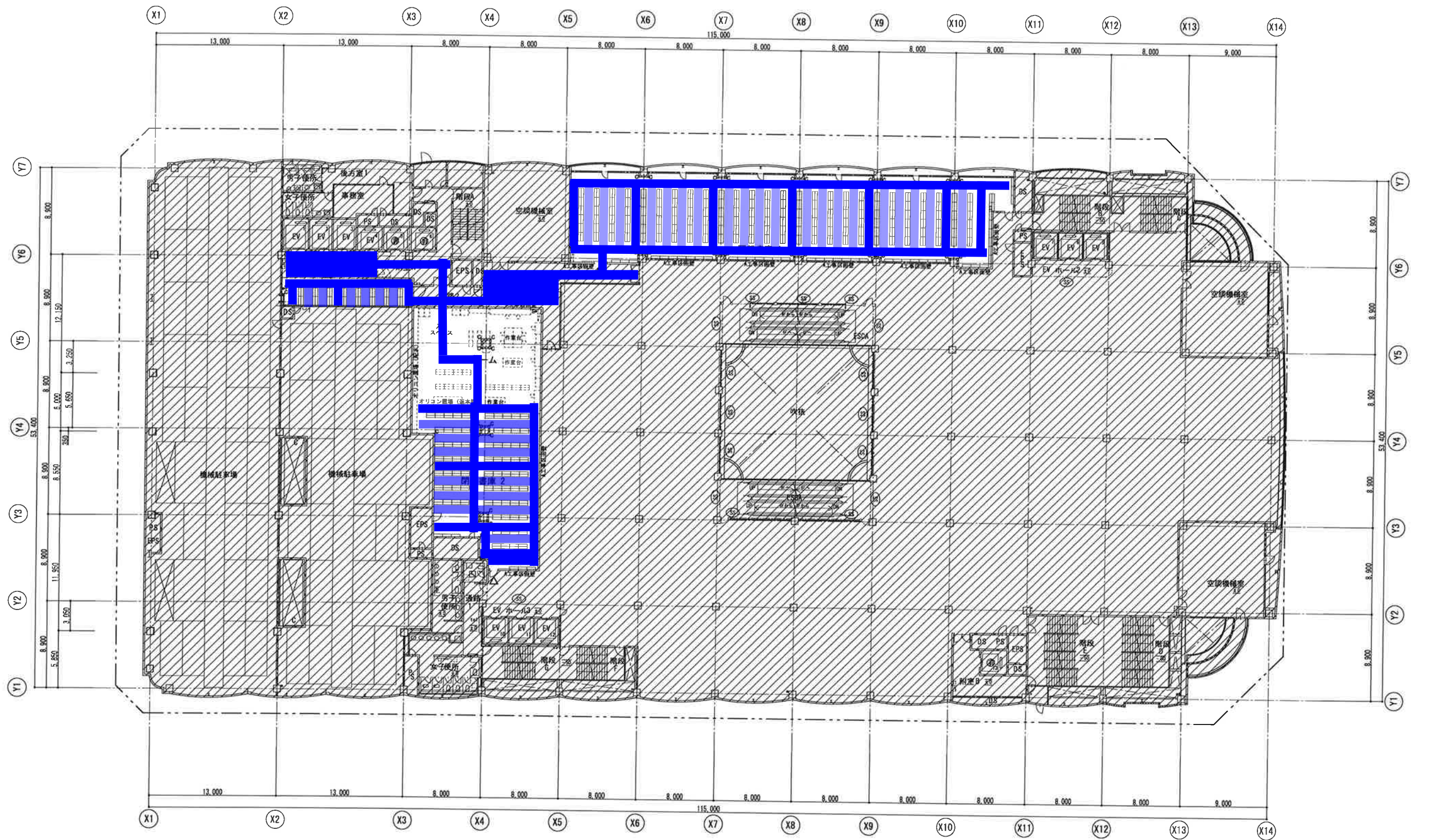
- (1) 契約金額には、製品の運搬、養生、搬入・組立・設置・据付等、本業務の遂行に必要な全ての経費を含む。
- (2) 全て新品を良好な状態で納入すること。
- (3) 納入の際に発生する梱包材は、受注者が責任をもって処分を行うこと。
- (4) 本体及び付属品の搬入から組立て、機器の据付調整に至るまで、全て受注者において行うこと。
また、物品において、耐震対策が必要なものは、床・壁固定、横連結等の必要な耐震対策を講じ、発注者の確認を受けること。
- (5) 納入後、発注者の指示に従い、発注者が用意する備品シールを貼付すること。
- (6) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。

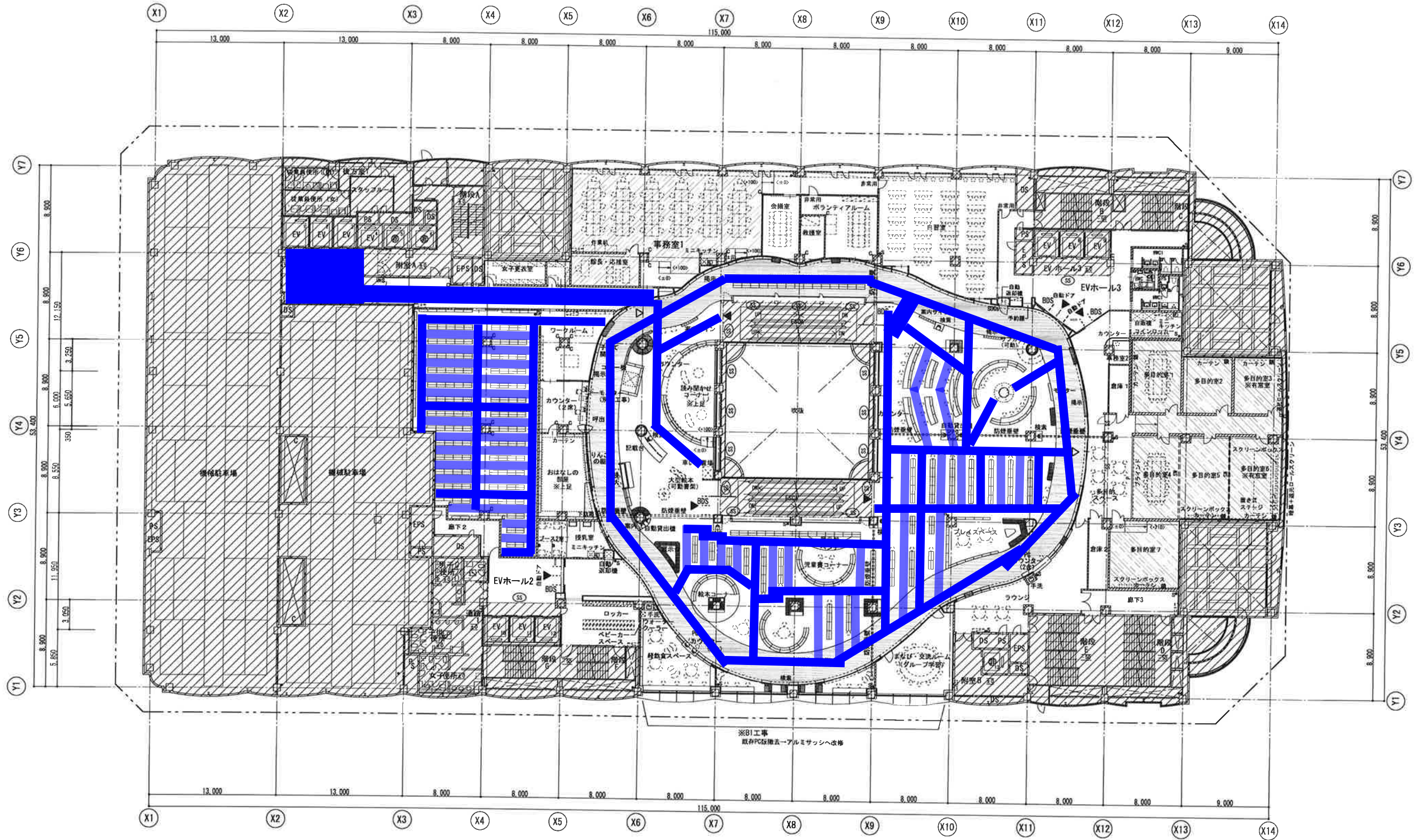








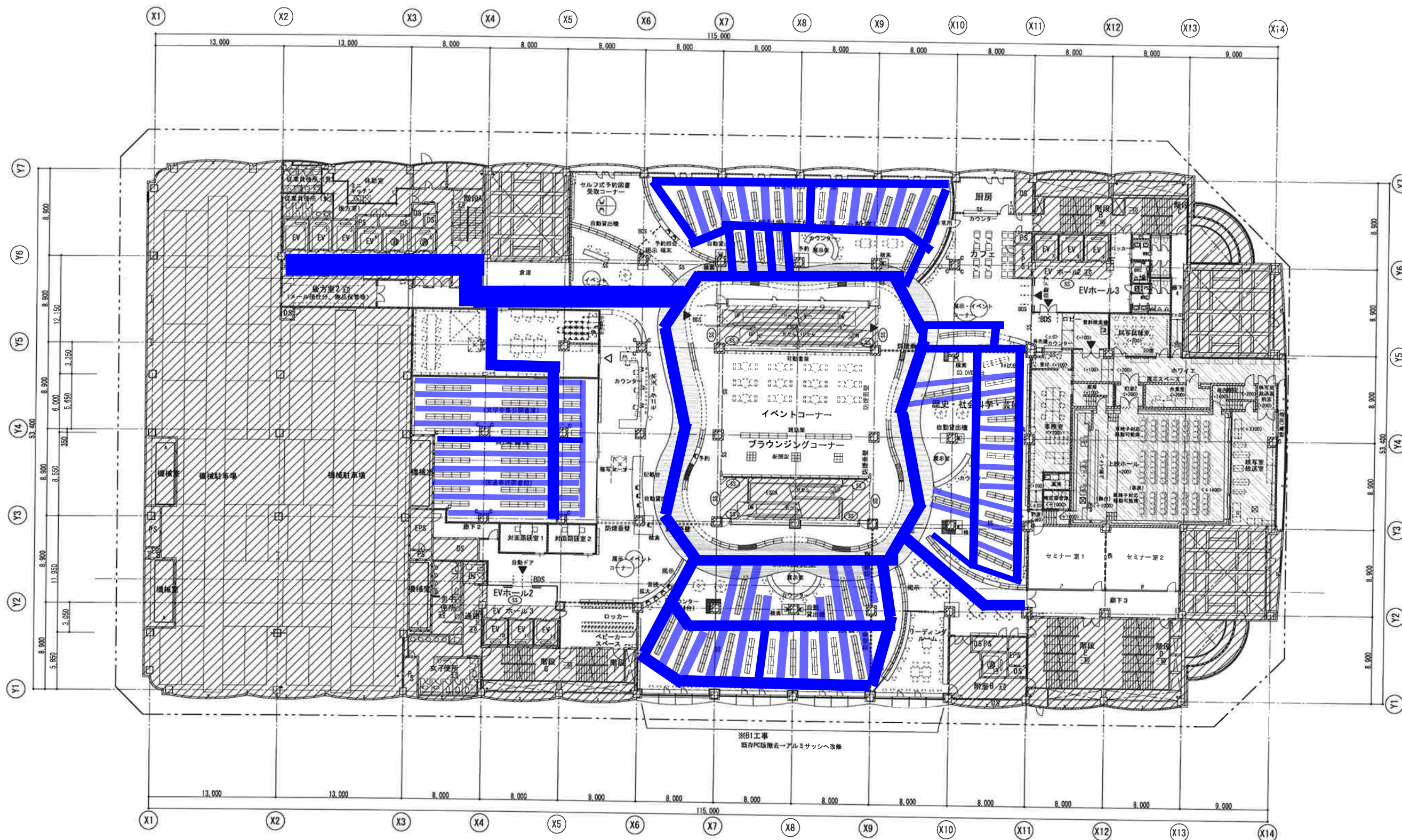




※81工事
既存PC設備去→アルミサッシへ改修

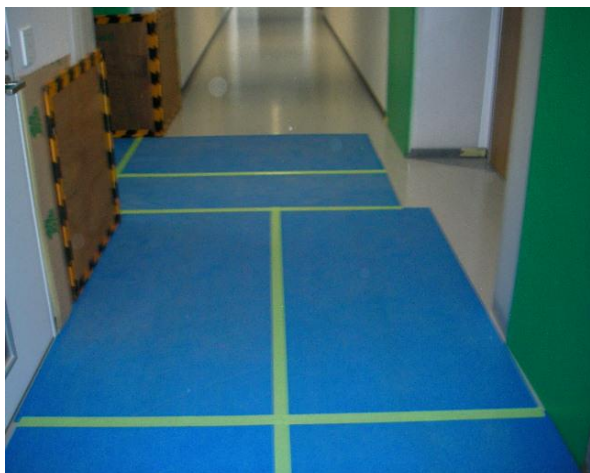






■ 養生資機材一覧

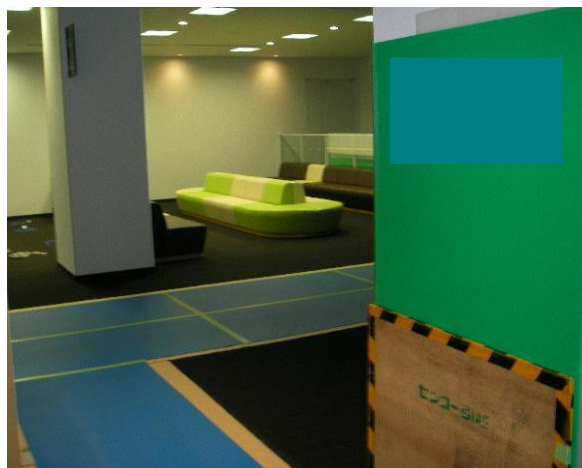
・床養生



プラベニ t 2.5 W900 D1,800

※養生計画図 青色部分

・壁養生



プラダン t 4.0 W900 H1,800

※主要コーナー部分

・床養生



ブルーシート W900・W1,800 100m巻

※養生計画図 薄い青色部分

プラベニ下にも敷設

・壁養生



プラダン t 3.0 W1,800 H 900

※壁養生横使い

・エレベーター前養生



他資機材

- ・段シート【ロール段ボール】
- ・竹千代【ウレタン緩衝材】
- ・コーナーガード【紙製・木製】
- ・ウォールキーパー【壁養生転倒防止】

他